

## 9 処分基準

違反等項目	故意 過失等	違反等内容	処分内容	備 考
指定要件違反	一	免許の失効等	指定取消	
	一	所在地等	指定取消	
	一	暴力団関係	指定取消	
施術所条件違反	故意	指定書・料金表(ポスター)の不掲示	戒告	
	過失		注意	
架空請求	故意	請求のあった同月内に施術の事実がない場合	指定取消	
	過失		戒告	
超過請求	故意	1ヶ月内に施術の事実がある場合で、実際の施術回数を超えた請求があった場合	指定取消	
	過失		戒告	
施術内容不一致	故意	補助金請求の内容と、受療証・施術録の内容が一致しない場合	指定取消	
	過失		戒告	
受療証・印鑑の預かり	故意		戒告	
	過失	被保険者に非がある、又は忘れ物等	注意	
施術録未整備等	故意	施術録が未整備、又は記載内容が著しく不十分	戒告	
	過失		注意	
療養費との併用	故意		指定取消	
	過失		戒告	
料金の過誤徴収	故意	規則に定める料金を超える、又は下回る料金を徴収(料金を徴収していない場合を含む)。	戒告	
	過失		注意	
その他	悪質	その他不適格事項があると判断される場合	指定取消	
	故意		戒告	
	過失		注意	

- 「国保規則」とは「北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則(昭和39年3月31日 規則第73号)」、「後期規則」とは「北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則(平成20年3月31日 規則 第27号)」のこと。
- 1年度内において、戒告は2回で、注意は3回で、戒告1回と注意2回で、それぞれ指定取消とする。
- 1回の検査において複数の違反等が認められた場合の処分内容は、その内の重いものとし合計はしない。
- 指定取消となった場合、以降の指定を受けることができない期間は5年間とする。
- 戒告は3ヶ月以内を、注意は1ヶ月以内を、それぞれ改善期間とする。